

## 豊前街道歴史的まちなみ再生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊前街道界わいにおける歴史的まちなみの再生による新たなにぎわいの創出及び中心市街地の活性化を目的とした豊前街道歴史的まちなみ再生事業補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則(平成17年山鹿市規則第53号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象地区)

第2条 補助金の交付の対象とする地区は、別表第1に掲げる地区とする。

(対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象とする者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかの事業(継続して行うものに限る。以下「対象事業」という。)を新たに行う者であって、市税等の未納がないものとする。

- (1) 不特定多数の者を対象に事業所内でサービスの提供を実施する事業
- (2) 不特定多数の者を対象に事業所内で物品等の直接対面販売を実施する事業

2 対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による許可又は届出を要する事業
- (2) 公序良俗に問題のある又は公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業

3 第1項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、補助対象者とししない。

(補助対象工事等)

第4条 補助金の交付の対象とする工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が所有し、新築し、又は占有する建築物の事業部分(対象事業の用に供する部分を含む。)で行う工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象事業の用に供する建築物の工事
- (2) 第2条に規定する地区内に現に存する又は新築する建築物の工事
- (3) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない建築物の工事

2 補助金の交付の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助金の額等は、別表第2のとおりとする。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(外観修景基準)

第5条 補助対象工事のうち建築物の外観に関する工事は、別表第3に定める外観修景基準を満たすものでなければならない。

(事前審査申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める事前申請期間内に豊前街道歴史的まちなみ再生事業補助金交付事前申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 工事工程表
- (3) 建築物の位置図及び工事内容がわかる立面図、平面図等
- (4) 補助対象工事を行う施工箇所の写真
- (5) 市税滞納有無調査承諾書又は市町村税納税証明書
- (6) 建築物の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (7) 事前申請同意書
- (8) 建築物の所有者の同意書（補助対象者が建築物の所有者でない場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の候補者として選定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の候補者として選定された旨の通知を受けた者は、補助対象工事の契約を締結しようとする日の30日前までに、豊前街道歴史的まちなみ再生事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工程表
- (2) 補助対象工事の設計図書（平面図、立面図等）
- (3) 補助対象工事の見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、その旨を当該申請をした者に通知する。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事が完了した後30日を経過した日又は当該決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、豊前街道歴史的まちなみ再生事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 補助対象経費の全額を工事施工者等に支払ったことがわかる領収書の写し
- (4) 工事完成写真
- (5) 各工程の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、補助事業者立会いの上

速やかに現場検査を行い、補助金の交付の決定をした内容に適合しているかを審査しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助対象工事を行った建築物で対象事業を開始した日の属する年度の後5年度を経過するまでの期間において、各年度の対象事業の実績について市長に報告しなければならない。

(関係書類の管理等)

- 第10条 補助事業者は、補助対象工事に係る経費についての収支の事実を明確にした記録その他の帳簿書類を作成し、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(賠償責任)

- 第11条 市は、補助金の交付に係る工事により補助事業者又はその関係者に生じた損害について、賠償の責を負わない。

(財産処分等の制限)

- 第12条 補助事業者は、補助対象工事が完了した後5年の期間内において、補助金の交付を受けて工事をした建築物を売却し、譲渡し、交換し、貸与し、解体し、若しくは担保に供するとき、又は当該建築物から転居するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく、補助対象工事を遅延し、又は中止したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) この要綱その他法令の規定に違反したとき。
- (4) 補助対象工事が完了した後5年の期間内において補助金の交付を受けて工事をした建築物で対象事業を行わなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないときと市長が認めるとき。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(補助金の額の特例)

- 2 施行日から平成33年3月31日までの間に交付の決定を受けた補助金に係る別表第2の規定の内容については、同表第1号の表中「200万円」とあるのは「300万円」と、同表第2号の表中「200万円」とあるのは「300万円」と、同表第3号の表中「50万円」とあるのは「100万円」と、同表第4号の表中「300万円」とあるのは「500万円」とする。

別表第1（第2条関係）

補助対象地区	<p>次に掲げる市道の道路境界から両側20m以内の範囲とする。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合は、その敷地全体を範囲とみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 市道大橋中町線の始点から終点まで</li><li>(2) 市道温泉通線の始点から終点まで</li><li>(3) 市道花見坂温泉通線の始点から終点まで</li><li>(4) 市道九日町西上町線の始点から終点まで</li><li>(5) 市道八千代座線の始点から終点まで</li><li>(6) 市道堀明町泉町線の始点から市道九日町西上町線との交差点まで</li></ol>
--------	--

別表第2（第4条関係）

(1) 外観工事（屋根、外装等の工事）

補助対象経費	次に掲げる工事であって、別表第3に掲げる外観修景基準を満たす工事に係る経費とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。 (1) 屋根、外壁、軒天及び建具の設置又は改修並びに塗装並びにコーキング (2) 雨樋の設置又は取替え (3) ガラス及び網戸の設置又は交換 (4) 屋外テラス及びバルコニーの設置又は増築 (5) 広告、看板の設置
補助率	3分の2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は200万円のいずれか低い方の額

(2) 内装工事（床、壁及び天井の工事並びに固定された家具の設置工事）

補助対象経費	次に掲げる工事に係る経費とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。 (1) 床、壁及び天井の設置又は改修 (2) ドア、ふすま、障子、その他の建具の設置又は取替 (3) 床、建具等のバリアフリー化及び手すりの設置 (4) カウンター及び棚の設置（固定するもののみ） (5) 間取り等の変更に伴う壁等の改修
補助率	3分の2
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は200万円のいずれか低い方の額

(3) 設備工事（電気設備、空調設備、換気設備、給排水設備等の工事）

補助対象経費	次に掲げる工事に係る経費とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。 (1) 照明器具の設置又は改修 (2) スイッチ、コンセント、配線等の電気工事 (3) 火災報知機の設置又は改修 (4) 空調設備及び換気扇の設置又は改修 (5) 給排水衛生設備工事 (6) トイレ及び洗面の設置又は改修 (7) ガス給湯器、電気温水器、ボイラー等の設置又は改修 (8) システムキッチンの設置又は改修
補助率	2分の1

補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い方の額
-------	-----------------------------------

(4) 補助限度額

補助限度額	外観工事、内装工事及び設備工事の各工事に係る補助金の額の合計が300万円を超えた場合は、300万円とする。
-------	---

別表第3（第5条関係）

外観修景基準		修景内容
建築物	外観	<p>意匠及び形態</p> <p>(1) 山鹿市の豊前街道の景観の特長である各時代の建物が混在した町並み景観を生かし、建物のオリジナル性を大切にされたデザインに十分配慮する。</p> <p>(2) 建築物本体が軒を有する場合には、周囲の家屋と軒先をできる限り揃えるものとする。</p> <p>(3) 1階正面には周囲の建築物に近似した高さに半間から1間程度の庇を設けるものとする。</p> <p>空調及び給排水等の設備は、通りから見えない位置に設け、又は覆いをすることとする。</p>
		<p>規模（新築の場合のみ）</p> <p>(1) 建物の高さは、13.5m以内とする。</p> <p>(2) 建築物は、2階建てまでとする。</p> <p>(3) 延べ面積1000㎡以内とする。</p>
		<p>材料</p> <p>(1) 外壁は、原則として漆喰を用いる。腰壁（木材）及びなまこ壁の併設は妨げない。</p> <p>(2) 耐久性及び耐候性に優れた質の高い材料とする。</p> <p>(3) シャッターは、原則として用いない。</p> <p>(4) 屋根は、瓦を用いる。目板付の棧瓦が望ましい。</p>
		<p>色彩</p> <p>次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める建築物にあってはこの限りでない。</p> <p>(1) 屋根、庇等は、黒若しくは灰色、又はこれに近い色彩のものとする。</p> <p>(2) 外壁は、白、灰色若しくは黒又はこれに近い落ち着いたものとする。</p> <p>(3) 窓、格子等の建具は、黒又は濃い茶色のものとする。</p>
工作物	柵・塀	<p>通りに面して設ける柵及び塀は、町並みに調和した生け垣や板塀等とする。</p>
	電気供給又は有線電気通信のための電線路若しくは空中の支持物	<p>道路側にはできる限り設けない。</p>

広告物	(1) 自家用広告のみとすること。 (2) 木製とすること。
-----	-----------------------------------

